

松阪市次世代育成支援行動計画【後期計画】(案)に対する意見募集(パブリックコメント)一覧

NO	該当箇所	意見の内容(概要)	意見に対する考え方	計画案の変更内容
1	P47	基本目標1-4「その他」の項目に障がい児支援又は家族支援を載せてもらえないか。	障がい児支援及び家族支援については、基本目標8-3「障がい児施策の充実」の中に記載しており、基本目標1-4で重複記載する必要はないと考えています。	変更なし
2	P69	障がい児にとってオート洗浄機能やジェットタオルは恐怖の何ものでもない。これらによって公衆トイレへ入れない幼児・児童・生徒がたくさんいる。バリアフリー=便利=やさしいではないことをもっと知ってもらいたい。	公共施設等のトイレについては、できるだけ多くの人利用しやすいように配慮しながら整備を行っているところですが、いただいたご意見も踏まえ今後取り組みを進めていきたいと考えています。	変更なし
3	P77	基本目標7-3「防災活動」の項目で「～可能性の高い高齢者・障がい者・幼児等～」の「障がい者」を「障がい者(児)」と記載してほしい。 また、災害時要援護者支援事業の要援護者カルテに障がい児も入れてほしい。	障がい者という表現に障がい児も含まれると認識していますが、ご指摘の方がより分かりやすいと思われますので「障がい者(児)」に改めます。 また、要援護者カルテへの障がい児の登録については、含めていく予定をしております。	「障がい者」を「障がい者(児)」に改める。
4	P81	発達相談支援室が設置される方向だと思うが、その支援室での取り組みに「家族、きょうだいの交流や相談窓口の設置など家族支援の充実を図ります。」と入れてほしい。支援の対象とならないきょうだいは、障がい児支援以上に問題は奥深いです。	発達障がいに関する支援は、専門性が求められると共に、各関係機関との十分な連携のもと、子どもの成長に応じた継続的な支援が求められます。このため、一貫した支援を支えるため平成22年度に発達総合支援室(育ちサポート室(仮称))を設置する予定をしております。なお、家族やその兄弟(姉妹)への支援については、今後検討をおこなっていききたいと考えています。	P81基本目標8-3(3)に「育ちサポート室(仮称)」の設置に関する記述を追加する。
5	P78、P82	基本目標8-3「発達障がい児等に対する対処」の項目で使われている「対処」という言葉は不愉快である。「対応」などに変更できないのか。	対処とは、主に「事柄」や「状況」に合わせて行う行為というイメージがあります。ご指摘のように、障がい児という「人」に対して用いた場合には、違和感があるように思われますので、「支援」に改めます。	「発達障がい児等に対する対処」「発達障がい児等に対する支援」に改める。

松阪市次世代育成支援行動計画【後期計画】(案)に対する意見募集(パブリックコメント)一覧

NO	該当箇所	意見の内容(概要)	意見に対する考え方	計画案の変更内容
6	P78	基本目標8「要保護児童への適切な対応」で障がい児は要保護児童ではなく要支援児童である。 要保護児として児童虐待と障がい児を一緒に書くのはおかしい。	ここでいう要保護とは、「擁護する」、「庇護する」など助けや守ってあげることが特に必要な児童を表したもので、児童虐待だけを意図したものではありません。しかし、例えば児童虐待の分野においても保護を必要とする児童と支援を必要としている児童があります。このため表現を「要保護児童等」に改めます。 なお、国が定めた行動計画策定指針(平成21年3月23日)においては、「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」として、児童虐待、母子家庭等への支援、障がい児施策の充実が位置付けられているところです。	「要保護児童への～」を「要保護児童等への～」に改める。
7	P81	「障がいの原因となる疾病や事故の予防」という文言が気になりました。障がいを持った子のいったいどれだけが疾病や事故を予防出来たのでしょうか。しかも健康診査等の推進で障がいを持つ子が減るとは思えません。	障がいの予防については、子どもを産む前段階からの取り組みが必要であり、健康づくり事業などを通じて、市民の健康意識の高揚を図り、妊婦のときから母子の健康管理及び保健指導等を行う周産期医療体制の充実が必要であると考えています。 しかし、これはあくまで未然防止という視点からであり、現に障がいを有している児童について、その原因がこれにより取り除け得るものであったのかどうかということ在意図したものではありません。現に障がいのある児童をお持ちの保護者の方からみた場合に違和感を持たれるのは、その当りに原因があるのではないかと考えますので、文書表現については見直します。	「障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の～」を「障がいの予防及び早期発見・治療の～」に改めます。
8	P81	早期発見には健康診査等も大事かもしれませんが、それは一部であって、例えば子育て支援センターや保育園で気になる症状のある子がいた時、適切な施設につなげることができるとか、連携できるということも早期発見で、親が早くわが子の障がいを受入れ、療育につげるために必要なことだと思います。	周産期、乳幼児期の定期的な予防接種・健康診査を実施して早期発見に努めます。 発達障害児及びその家族に対して、「育ちサポート室(仮称)」が、引き続き、就学期から義務教育終了までの間、専門機関との連携のもとに総合的相談支援を行っていきます。	P81基本目標8-3(3)に「育ちサポート室(仮称)」の設置に関する記述を追加する。

松阪市次世代育成支援行動計画【後期計画】(案)に対する意見募集(パブリックコメント)一覧

NO	該当箇所	意見の内容(概要)	意見に対する考え方	計画案の変更内容
9	P81	<p>早期療育については、松阪市療育センターが機能強化されるといいなと思います。わが子も2年ほど通所し、保育園に行く前に集団になれるという意味では療育として十分でしたが、それに加え専門的な機能訓練、言語訓練等が充実してほしいです。最近療育センターに通所する子のほとんどが発達障害(情緒)や知的障害で、肢体不自由の子がいないことが、ニーズにあっていないことの表れのような気がしています。</p>	<p>早期療育については、地域で生活する障がい児とその家族への支援は、松阪市療育センターを拠点とする支援体制づくりが必要であると考えています。さらに障がい児者の療育支援体制づくりをどのようにするかという点については、家族や関係者等で今後さらに検討していきたいと考えています。</p>	<p>変更なし</p>
10	P42	<p>現在23か所ある放課後児童クラブですが、利用するこどもの保護者、特に役員の負担が大きいのが実情だと思います。設置されていない学校区へ設置するのも大事ですが、今あるクラブが順調に運営されるような支援も盛り込んでほしい。具体的には、指導員の資質向上支援、指導員の離職予防対策、運営費の補助等です。</p>	<p>指導員の資質向上を図るため、現在放課後児童クラブ連絡協議会に対して補助金を支出し研修を実施するとともに、参加できそうな各種研修会等については各クラブへの情報提供に努めています。今後は教育委員会主催の教職員向けの研修会等へ指導員が参加できないかなどについて検討を行い、研修機会の増加と研修内容の向上に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、指導員については、各クラブの運営主体である保護者会等が直接雇用しています。このため、指導員の待遇面の改善策については各保護者会等と協議し離職予防対策について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、運営費については、市から保護者会等に委託料を支出していますが、これについては、開所日数や児童数に応じて、国・県の補助基準があることから基準を超えて支出することは非常に困難です。保護者会等と協議しながら、運営経費の効率化や保育料の見直しなど様々な角度から検討を行い、安定した運営が行えるよう支援していきたいと考えています。</p>	<p>変更なし</p>

松阪市次世代育成支援行動計画【後期計画】(案)に対する意見募集(パブリックコメント)一覧

NO	該当箇所	意見の内容(概要)	意見に対する考え方	計画案の変更内容
11	P42	<p>健全児の保護者同様、障がい児の保護者も働きたいのに働けません。自校に放課後クラブがあっても現状では入れません。市内に通っていない特別支援学校の児童は入る所がありません。</p> <p>障がい児の放課後クラブは単に遊び場・居場所を提供するだけでなく、豊かな発達保障・自立支援の要素が重要だと考えます。故に専門の場所・知識を持った方の下で過ごせるように望みます。(例えば療育センターなど)</p>	<p>放課後児童クラブでは障がい児の受け入れも行っており、障がい児を保育するクラブについては運営委託料の加算を行い、受け入れしやすい環境整備に努めています。しかしながら、一部の施設では、指導員の確保が困難なため受入体制が整わず、結果として入所していただくことをお断りせざるを得ない場合もあります。指導員については、保育士や教員のように専門的な知識や経験がある人材ばかりではないという問題もあります。今後は障がい児保育に対して専門的知識や経験を持った指導員の確保・養成に努めていく必要があると考えています。</p> <p>なお、特別支援学校に通学している障がい児については、その家庭状況などを踏まえて、ナイトケアの体制づくりを検討していく必要があると考えています。</p>	変更なし
12		<p>ニーズ調査結果を元に基本計画案が作られていますが、障がい児等も計画されているなら当然対象である障がい児保護者にもニーズ調査されていると思います。その結果も掲載していただきたいです。もし調査されていないなら、何を根拠として基本計画案が作られたのか記載していただきたいと思います。</p>	<p>平成21年2月に市内3,000世帯(就学前児童のいる家庭1,500世帯、小学校就学児童のいる家庭1,500世帯)を対象にアンケートによりニーズ調査を実施しています。この調査には障がい児の保護者も含まれますが、障がいの有無については設問を設けておりませんので、その意味においては、障がい児世帯だけのニーズ把握は実施していないといえます。ただし全体のニーズには含まれており、これらを元にP83の目標事業量等を設定しているところです。</p>	変更なし
13	P69	<p>安全な道路交通の整備を進めていくとありますが、通学路の安全を第一に進めていただきたい。ここが通学路かと言いたくなるほど危険で、ランドセルが車に当たるとか、傘をつぼめてささなければ車に当たるためまともに傘も差せないという話をよく聞きます。事故が起こってからでは遅いのです。危険な通学路を優先的に安全対策に着手していただきたいと思います。</p>	<p>通学路の安全確保については、保護者、学校などからのご意見を十分に聞きながら、優先順位を持って計画的に取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、危険個所であっても地形的な制約のある場所については整備等を直ちに行うことが困難な場合もあります。道路整備等が出来ない場合や整備に時間を要する場合には、保護者や学校にも協力を求めながら、子どもの安全確保に努めていきたいと考えています。</p>	変更なし